

会 議 録

会議の名称	平成29年第1回本庄市教育委員会定例会
開催日時	平成29年1月19日(木) 午後2時30分から 午後3時36分まで
開催場所	委員室
出席者	<p>○教育長・委員 勝山勉教育長 富沢峰雄教育長職務代理者 境野玲子委員 岡崎吉宏委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者 稲田幸也事務局長 山田由幸事務局次長兼生涯学習課長 浅香浩延教育総務課長 木村健治学校教育課長 杉原初文化財保護課長 海沢茂体育課長 高木弘之図書館長 諏訪慎一学校教育課長補佐 塩原利春教育総務課長補佐(事務局)</p>
欠席者	落合崇志委員
次 第	<p style="text-align: center;">平成29年第1回本庄市教育委員会定例会 議事日程 平成29年 1月19日(木) 午後2時30分開議 委員室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 前回会議録の承認 3. 会議議事録署名人の指名 4. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本庄市学校運営協議会規則(議案第1号) (2) 本庄市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱(議案第2号) (3) 入学準備金の貸付けについて(議案第3号) <追加> (4) 入学準備金の貸付けについて(議案第4号) <追加> (5) 本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について(議案第5号) <追加>

	<p>5. 報 告</p> <p>(1) 本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について</p> <p>(2) 本庄市生涯学習推進会議委員の委嘱について</p> <p>6. 教育長の報告</p> <p>7. その他</p> <p>8. 閉 会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年第1回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「平成29年第1回本庄市教育委員会定例会議案関係法令」 ・「平成29年第1回本庄市教育委員会定例会追加議案」 ・「平成29年第1回本庄市教育委員会定例会追加議案関係例規」 ・「教育長の行動記録」 ・「今後の教育委員会スケジュール」 ・「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】の周知徹底について（通知）」 ・「事業報告」 ・「第57回市民元旦マラソン開催結果報告書」
主 管 課	教育総務課

会 議 の 経 過	
教 育 長	<p>ただいまから、平成29年第1回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日は、落合委員から欠席届が提出されておりますのでご了承願います。それでは、議事日程に従いまして進めて参ります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>
事 務 局	<p>前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等ございませんでしたので、承認されております。</p>
教 育 長	<p>それでは、署名をお願いします。</p> <p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は、境野委員をお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。</p> <p>本日の付議事件は、議案送付時に配付しました議案2件に加えて、本日、急遽、追加議案として「入学準備金の貸付けについて」2件、「本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について」1件をお手元に配付させていただきましたので、合計して議案5件を審議することとなります。それら</p>

	<p>のうち、議案第3号及び議案第4号については、入学準備金の貸付案件でございますので、申請者の個人情報を含む貸付金額、所得審査情報等を審議しなければならないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開としたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>ご異議ございませんので、議案第3号及び議案第4号の議案2件の審議については、非公開といたします。</p> <p>なお、それらの審議については、議事の進行上、日程7の「その他」が終了した後に、非公開会議として審議を進めたいと思っております。</p> <p>それでは、議案第1号について、事務局から説明を求めます。</p>
木村学校教育課長	<p>議案第1号本庄市学校運営協議会規則についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書1ページ、併せまして、議案関係法令資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>まず、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、学校と保護者及び地域住民等がより一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組み、地域総がかりで児童生徒の教育を推進していくよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会を本庄市立小・中学校に設置するために、新たに本庄市学校運営協議会規則を策定するものでございます。</p> <p>それでは、規則の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、第1条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定める、とこの規則の趣旨を規定しています。</p> <p>次に、第2条では、協議会は、学校運営に関し、教育委員会と校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の参画の促進、連携強化を進めることで、学校及び地域住民の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む、と協議会の目的を規定いたしました。</p> <p>第3条では、第1項で協議会を置く学校の指定について、第3項で指定の期間を4年間とし、再指定することができる、と規定いたしました。</p> <p>第4条では、学校運営に関する基本的な方針の承認についてとして、校長は、学校経営計画に関すること、教育課程の編成に関すること、前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るもの、と規定いたしました。</p> <p>第5条では、学校運営等に関する意見の申し出について、第6条では、学校運営等に関する評価及び情報提供について、第7条では、住民参加の促進等について、規定をいたしました。</p> <p>次に、第8条では、委員の任命について、協議会の委員は15名以内とし</p>

	<p>て、(1) から (7) までに掲げた者のうちから教育委員会が任命する、と規定いたしました。</p> <p>第9条では、委員の守秘義務等について規定し、第10条では、委員の任期を規定いたしました。第10条第1項では、委員の任期を2年とし、第10条第2項において、委員の再任を規定いたしました。</p> <p>第11条では、委員の報酬について規定し、第12条で、会長及び副会長について規定いたしました。会長及び副会長については、指定学校の校長及び教職員以外で、委員の互選により選出することとしました。</p> <p>第13条では、協議会の招集や協議会の開催、協議会の議事、協議会の議決事項について、会議録の作成等について、規定いたしました。</p> <p>第14条では、会議の公開について、会議は、原則公開とし、ただし、職員の任用に関することやその他特別な事情で、出席した委員の3分の2以上の多数で議決した場合は公開しないことができる、と規定いたしました。</p> <p>次に、第15条では、研修について、第16条では、教育委員会の指導及び助言について、第17条では、指定学校の取消しについて、第18条では、教育委員会による委員の解任について、第19条では、協議会の庶務は、当該指定学校において処理すると規定し、第20条では、運営に必要な事項等として、協議会が運営に必要な事項を定めることができること、第21条では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定めるとし、教育長への委任について規定いたしました。</p> <p>最後に、附則として、この規則の施行日を、平成29年4月1日から施行する、としました。</p> <p>以上で本庄市学校運営協議会規則についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	この時期に協議会を設ける背景は何ですか。
木村学校教育課長	コミュニティスクールを本市でも取り入れていくため、各学校に学校運営協議会を設置していこうと考えております。そのために、この規則を制定するものでございます。
教 育 長	平成29年度当初は小・中学校1校ずつを指定し、段階的に全校に広げていきたいと考えております。
岡崎委員	学校には既に似たようなものがありますが、それらを運営協議会として統合していくのですか。それとも並立していくのですか。
木村学校教育課長	<p>まず、各学校には、学校応援団という形で、地域の皆様が教育活動に協力していただいている取り組みがございます。また、学校運営についてご意見を伺う地域の皆様を学校評議員として各学校で4、5名委嘱しております。</p> <p>今回の学校運営協議会ですが、それらを包括した形で組織を作っております。当然、学校応援団のようなご協力もいただきますし、学校評議員の皆</p>

	<p>様のようなご意見をいただくと同時に、毎年校長が定める学校経営方針についてご承認をいただき、学校教育活動にご協力をいただくものでございます。</p>
教 育 長	<p>一番の特徴は、第4条に掲げております学校運営に係る基本的な方針を承認することです。この協議会で承認していただかないと、先に進まないことになり、大きな権限を持つ組織となります。学校を運営する上で、いままでは学校の外から応援をいただいておりますが、中に入ってもらい一緒に作っていきましょうというものです。より深く関わっていただくことになり、特別職の公務員となります。</p> <p>現在、県内では4市で取り入れております。</p>
岡崎委員	<p>人選についてですが、学校で挙げていただいたものを承認するということですか。</p>
木村学校教育課長	<p>現在、来年度指定予定の2校から人選について挙げてもらっております。その方々について学校と相談しながら、教育委員会に議案として提出し、承認をいただきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>関連した条文として、第8条第1項により教育委員会が任命するわけですが、第8条第2校に校長が推薦することができるのとあり、校長から推薦をいただき、任命することになります。</p>
岡崎委員	<p>2校はどちらを予定していますか。</p>
木村学校教育課長	<p>本庄東中と秋平小を予定しております。3月の定例会で指定する学校と委員の承認をいただきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第1号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>それでは異議がありませんので、議案第1号本庄市学校運営協議会規則については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号について、事務局から説明を求めます。</p>
木村学校教育課長	<p>議案第2号本庄市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱についてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書5ページをお願いいたします。</p> <p>まず、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市立の小・中学校におけるパワー・ハラスメントによる事故等を防止するとともに、職員の人格が尊重され、職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保し、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進するために、新たに本庄市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱を策定するものでございます。</p> <p>それでは、要綱の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、第1条では、この要綱は、職員の人格が尊重され、職員の十分な勤</p>

務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進するために、パワー・ハラスメントの防止及び排除並びにパワー・ハラスメントに起因する問題への適切な対応に関し必要な事項を定める、とこの要綱の策定の趣旨について規定しています。

第2条では、「パワー・ハラスメント」の定義について、パワー・ハラスメントとは、職務上の権限や地位等を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動、と規定いたしました。

第3条では、教育長は、パワー・ハラスメントにかかる対応等についての指針を定めるものとする、と規定いたしました。

次に、第4条では、第1項で、校長は、自身の言動に注意を払うとともに、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、職員への日常の指導等により、パワー・ハラスメントへの対応に努めなければならない。第2項で、前条第1項の指針の周知徹底、第3項で、パワー・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない、と校長の責務を規定いたしました。

第5条では、第1項で、職員は、パワー・ハラスメントの防止に努めること、第2項で、教頭は、良好な勤務環境を確保するため、パワー・ハラスメントの対応に努めなければならない、と職員の責務について、第6条では、パワー・ハラスメントの防止等にかかる研修の実施について、規定をいたしました。

次に、第7条では、苦情相談への対応として、第1項で、校長は、職員からの苦情の申し出及び相談に対応するため、校内に苦情相談を受ける職員及び委員会を置き必要な措置を講ずること、第2項では、職員は、校内への相談員への苦情相談や必要に応じて教育委員会学校教育課の相談員への苦情相談ができること、第3項では、苦情相談を受けた相談員は、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努める、と苦情相談への対応について規定いたしました。

次に、第8条では、職員のパワー・ハラスメントが信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当すると認めるときは、その程度に応じて、懲戒処分等のための必要な措置等について、規定いたしました。

第9条では、その他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める、と規定しました。

最後に、附則として、この告示は、公示の日から施行する、と致しました。

以上で、議案第2号本庄市立小中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱についての説明を終わりにします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

富沢教育長 職務代理者	<p>第4条に、「校長は、自身の言動に注意を払うとともに、職員がその能率を」とありますが、「その能力を」ではないでしょうか。「能率を十分に発揮する」というのは表現としておかしいのではないのでしょうか。</p> <p>また、第6条に教育長招集の研修と校長招集の研修がありますが、研修は大々的に行うのですか。</p>
木村学校教 育課長	<p>まず、研修については、教育委員会としての研修内容は未定ですが、ということが「パワー・ハラスメント」に該当するのか、というような研修をして、パワー・ハラスメントが起こらないようにしていきたいと思います。</p> <p>次に、「能率」と「能力」についてですが、地方公務員法第39条の研修の規定に、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために」とあり、「能力」ではなく「能率」を発揮するという事になっております。また、県の県立学校の教職員に係るパワー・ハラスメントの防止要綱でも「勤務能率」という表現になっております。本市でもそれらを参考に「能率」という表現にさせていただきました。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>そういうことであれば、第4条は「職員はその勤務能率を」となるのではないのでしょうか。</p>
木村学校教 育課長	<p>第4条の部分ですが、「能率」という言葉については地方公務員法を参考にしましたが、「職員がその能率を十分に発揮できる」という表現では分かりにくいということですので、「能率」の前に「勤務」を入れさせていただき、「職員がその勤務能率を十分に発揮できる」という表現に修正させていただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>「勤務」という2文字を加え、「勤務能率を十分に発揮できる」という表現に修正をするということです。ほかは、如何でしょうか。</p>
教育委員	<p>《なし》</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第2号につきましては、ただいまございましたように第4条中の「能率」の前「勤務」の2文字を加えて承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第2号本庄市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱については、一部修正を加えて承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私、勝山は、自己に関する事件のため、議事に参与することができませんので退席することといたします。</p> <p>したがって、富沢教育長職務代理者に教育長の職務を行ってまいります。よろしく願いいたします。</p> <p>《教育長退室》</p>

富沢教育長 職務代理者	<p>ただいま、教育長が退席いたしましたので、富沢が教育長の職務を代理し、議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号について、事務局から説明を求めます。</p>
木村学校教 育課長	<p>それでは、追加議案として提出させていただきました、議案第5号本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について、ご説明申し上げます。</p> <p>追加議案書の3ページをお願いいたします。併せまして、追加議案関係例規の2ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第4条の規定に基づき、新たに本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員を任命・委嘱したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、1、氏名等でございますが、全て新任となります。それでは氏名及び略歴について申し上げます。</p> <p>勝山勉、教育長。島貫泰弘、本庄警察署生活安全課長。沼田恵嗣、児玉警察署生活安全課長。森野誠、埼玉地方法務局熊谷支局長。上原文夫、熊谷児童相談所長。木村モト子、本庄市民生委員児童委員協議会副会長。今井菊雄、熊谷人権擁護委員協議会本庄部会人権委員。室岡寛昭、本庄市小中学校長会中央小学校長。島田啓司、本庄市小中学校長会児玉中学校長。渡辺美知、本庄市PTA連合会会長。芦澤吉一、本庄市青少年育成市民会議会長。駒沢三郎、福祉部長。津久井伊久弥、子育て支援課長。住所、選出区分については、そちらに記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2、任期でございますが、平成29年1月20日から平成31年1月19日までの2年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>ただいま議案第5号について、ご説明いただきました。ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>《なし》</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第5号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>異議がありませんので、議案第5号本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱については、承認することに決定しました。</p> <p>ここで、勝山教育長の入室を求めます。</p> <p>《勝山教育長入室》</p>

	<p>ただいま、議案第5号本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱については、原案のとおり承認いたしましたので報告します。</p> <p>それでは、教育長に議事進行役をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>私が退席している間の議事進行役をありがとうございました。これで、公開での議事審議を終了します。</p> <p>次に、議事日程5の「報告」へ移ります。</p> <p>まず、本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。</p>
山田事務局 次長兼生涯 学習課長	<p>本庄市青少年問題協議会委員については、選出団体に役員変更が生じたため委員1名が退任となりました。このため、新たに後任委員の委嘱を行いました。このため報告するものです。</p> <p>報告内容をご説明いたします。</p> <p>1の氏名等でございますが、氏名と略歴を申し上げます。新任の方でございます。前田充宣、本庄市民生委員児童委員連絡協議会。</p> <p>2の任期でございますが、平成28年12月14日から平成30年8月31日、前任者の残任期間でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま青少年問題協議会委員の委嘱について説明いたしましたが、皆様から何かございませんか。</p>
教育委員	<p>《なし》</p>
教 育 長	<p>続きまして、本庄市生涯学習推進会議委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。</p>
山田事務局 次長兼生涯 学習課長	<p>本庄市生涯学習推進会議委員については、選出団体に役員変更が生じたため委員1名が退任となりました。このため、新たに後任委員の委嘱を行いました。このため報告するものです。</p> <p>報告内容をご説明いたします。</p> <p>1の氏名等でございますが、氏名と略歴を申し上げます。新任の方でございます。小林弘子、本庄市公民館運営審議会委員。</p> <p>2の任期でございますが、平成28年12月21日から平成30年9月30日、前任者の残任期間でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま生涯学習推進会議委員の委嘱について説明いたしましたが、皆様から何がございませんか。</p>
教育委員	<p>《なし》</p>
教 育 長	<p>それでは、これで、「報告」を終了します。</p> <p>次に、議事日程6の「教育長の報告」へ移ります。「行動記録」をご覧ください。</p> <p>前回12月22日の定例会以降の行動記録について、別紙のとおり報告さ</p>

	<p>せていただきます。</p> <p>主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>1 2月22日に本庄上里学校給食組合議会第1回臨時会が開催されました。人事案件と補正予算関係の2件の議案が付議されました。人事案件については、本庄上里学校給食組合教育委員会委員の任命について同意を求めるもので、境野玲子氏が平成29年2月17日付けをもって職を辞する旨の願いが提出されたことに伴い、後任として岡崎吉宏氏を任命するにあたり議会の同意を得るものです。</p> <p>もう1件は予算関係で、平成28年度本庄上里学校給食組合一般会計補正予算についてで、債務負担行為に関するものなどです。質疑討論採決を経ていずれも原案のとおり同意、可決されました。</p> <p>1月1日には恒例の元旦マラソンが天候にも恵まれ多くの皆さんに参加いただき、開催することができました。</p> <p>5日には、小中学校管理職の人事案について県教育委員会より提示がありました。今後この案をもとに固めていくことになり、2月の教育委員会においてご審議いただくこととなります。</p> <p>8日には、成人の祝いが市民文化会館で開催されました。落ち着いた成人式となりました。</p> <p>12日には市内校長会があり、年頭に当たって「信頼と魅力の学校づくり」を改めてお願いしました。</p> <p>また、同日の午後には本庄上里学校給食組合教育委員会定例会が開催され、給食費未納徴収マニュアルについて審議され決定しました。今後校長会で説明し、来年度よりこのマニュアルに沿って事務を進めることとなります。</p> <p>なお、小中学校は10日から3学期が始まりましたが、冬休み中も事故なく、3学期も順調にスタートしております。</p> <p>最後に休暇の取得について報告させていただきます。1月13日午後半日の年次休暇を取得しましたので報告させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>次に、議事日程7の「その他」に移ります。事務局から何かございませんか。</p>
<p>浅香教育総務課長</p>	<p>「今後の教育委員スケジュール」がお手元にあるかと思いますが、年度末、年度初めの予定を入れさせていただいております。小学校、中学校の卒業式、4月には入学式がございます。ご都合をつけていただき、祝辞等を述べていただければと思います。3月の定例会の予定、4月の定例会の予定が入っておりますが、これは決定したものではございません。児玉地区教育委員会連合会の総会ですが、来年は美里町が幹事となります。日時はまだ決まっておりません。埼玉県市町村教育委員会連合会の総会は、5月22日に川越で行</p>

	<p>われます。また、関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会は、神奈川県大和市で行われますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>木村学校教育課長</p>	<p>学校教育課からは、教科書採択のガイドラインとリーフレットについて、ご説明させていただきます。</p> <p>学校教育課の資料の1ページをご覧ください。</p> <p>教科書採択の公平性・透明性を高めるために、県教育委員会から、この通知以下にあるガイドラインと、5ページの通知以下にあるリーフレットが通知されましたのでご説明いたします。</p> <p>このガイドラインは大きく4つの柱からなっています。</p> <p>まず1番目は、(1) 質の高い教科書づくりについてです。</p> <p>その中の①と②にあるとおり、教科書研究が授業の質を高めることにつながり、子どもたちの学力向上に資するので、教員等の意見を反映させることや教科書づくりに関与した教員を評価することが示されています。</p> <p>次に2番目は、(2) 教科書発行者との関係です。</p> <p>①教職員は、意見聴取等において一切の金品を受け取らないことや、次の教科書の検定期間や採択期間には、教科書発行者と一切、接触をしないことが示されています。</p> <p>②教育委員会においても同様です。ちなみに今後のこの接触禁止期間につきましては、9ページの下から2つ目の四角囲みにまとめられています。これから様々な教科書採択が続いてまいります。ここに示された期間につきましては接触が禁止となります。</p> <p>次に3番目は、(3) 会議の公開・議事録の公表です。</p> <p>そこにあるとおり、会議や議事録の積極的な公開・公表を求めています。</p> <p>そして、最後に、(4) その他といたしまして、③にこれまで同様に勉強会を実施し、教育委員会が主体的に採択できる体制の整備を求めています。6ページからのリーフレットにつきましても、同様の内容となっておりますので、のちほど、御覧ください。</p> <p>以上で、県から示されました教科書採択のガイドラインとリーフレットについての説明を終わりにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>教科書採択につきましては、委員の皆様にお世話になりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>今、課長から説明がありましたが、資料の9ページをご覧ください。平成29年度が小学校の道徳の教科書の採択になります。平成30年度が小学校の道徳以外の教科書の採択と、中学校の道徳の教科書の採択。平成31年度は新しい学習指導要領の小学校の教科書と、現行の学習指導要領の中学校の</p>

	<p>道徳を除く教科書の採択。平成32年度は新しい学習指導要領の中学校の教科書の採択になります。これから4年間採択事務が続きますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ほかにごございますか。</p>
山田事務局 次長兼生涯 学習課長	<p>生涯学習課から事業の報告と今後の事業開催予定について報告させていただきます。右上に生涯学習課とある1枚ものの資料をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>まず、事業の報告ですが、平成28年度本庄市成人の祝いが1月8日に本庄市民文化会館で行われました。対象者は869人、男446人、女423人で、当日の出席者は640人、男310人、女330人でした。内容は式典、アトラクション、抽選会でございます。</p> <p>また、今後の事業等の開催予定でございますが、地区公民館のクラブ活動発表会が開催されます。</p> <p>旭公民館クラブ活動発表会が2月4日、5日開催され、4日は展示、実演発表を午前9時から午後4時まで、5日は展示、実演発表を午前9時から午後3時まで行います。</p> <p>仁手公民館のクラブ活動発表会ですが、2月11日、12日に開催され、11日は展示、実演発表を午前9時から午後4時まで、12日は展示、実演発表を午前9時から午後3時まで行います。</p> <p>続きまして、その他ですが、児玉文化会館の臨時休館でございます。</p> <p>病害虫のための薫蒸消毒を全館内で実施するため、本庄市公民館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、平成29年2月13日、臨時休館といたします。</p> <p>以上で生涯学習課の事業等の説明を終わります。</p>
海沢体育課 長	<p>体育課からは、元旦マラソンについて報告させていただきます。第57回市民元旦マラソン開催結果報告書をご覧ください。</p> <p>日時、場所は記載のとおりでございます。参加者数ですが、参加賞のペットボトルの受取数から判断し、945名の参加者がありました。前年の参加者は961名でございます。ここ数年穏やかな元旦の朝を迎えていることから、たくさんの参加をいただいております。</p> <p>また、参加者の3分の1以上が市外からの参加で、6位までの入賞者のうち約半数が市外の方となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	何かご質問等ございましたらお願いします。
教育委員	《なし》
教 育 長	<p>それでは、次回定例会の日程を確認いたします。</p> <p>第2回定例会を2月16日木曜日、時間についてですが、通常は午後2時30分からですが、例年第2回は内容が多いので午後1時30分からでお願い</p>

	いしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>それでは、2月16日木曜日午後1時30分からで、場所は市役所委員室となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、第3回定例会の日程について、事務局から説明を求めます。</p>
浅香教育総務課長	<p>3月の定例会の件の前に、2月に総合教育会議を開催したいと企画課から話がありましたことを報告します。日程ですが、2月24日金曜日の午前10時から、又は午後3時からということでございます。また、教職員人事の内申について、2月の定例会後に臨時会を開く必要が出てまいりました。このため、総合教育会議とあわせて、2月24日金曜日午後2時30分から臨時会を行い、午後3時から総合教育会議を開催できればと事務局では考えております。</p> <p>また、3月の定例会については、市の職員についての人事が議案となることから、3月30日の木曜日午後2時30分からの開催を提案いたします。</p>
教 育 長	それでは、2月24日に総合教育会議が予定されておりますので、その30分前に臨時会を開かせていただくということですが、如何でしょうか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>それでは、委員の皆様にはご足労をおかけしますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>3月につきましては、3月30日木曜日午後2時30分からで、如何でしょうか。</p>
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>これで、公開での会議を終了します。</p> <p>これより、非公開で議事を進めます。</p>
[非公開]	
<p>議案第3号 入学準備金の貸付けについて</p> <p>議案第4号 入学準備金の貸付けについて</p>	
教 育 長	以上で、平成29年第1回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。